

■ 質疑応答

司会：内田さんの方から順番に5分程度ずつ簡単にほかの皆さんに対するコメントに触れましてお話をお願いしたいと思います。

シンポジスト・コメンテーターの発言に対して

内田：コメントでも何でもなくて学生さんから幅広い人がいらっしゃいますので、もしかするとこういう話し方をこういうふうにするとかこのフォーラムの質を落としてしまうのかもしれないかもしれませんが、話題提供の一つにさせていただければと思っています。

先ほどの南方部長の途中で話された事例の件です。このままだと損害賠償云々です。面会禁止の対応をしていた人です。私も実は成年後見人を15人程対応しておりまして、保佐も補助もやっています。さらに、財産保全の後見審判がおきるまで3ヶ月間財産保全の処分の審判を受けて、銀行取引停止にしたり、明日で抗告期間2週間目で確定するという前の日に、即時抗告をされて高等裁判所の審判まで受けたようなこともありまして、バラエティーに富んでいます。

その高裁判決を受けたパターンが、実は先ほど南方部長がお話しされた方です。それで、仙台市は15人の中の8人が仙台市をはじめとした市町村長申立です。ですので、本当に最初のアプローチで年金手帳から通帳からさまざまなものを、虐待をしている家族のところに取りに行きます。1回は会いに行かなければなりません。そうすると週刊誌を腹に巻いていくぐらいでないと、その時には、本当に刺されるのではないか、と思ったりします。

「おばあちゃんの年金でこの人たちが育てているのよ」と乳飲み子をかかえた孫娘みたいなところに会いに行くわけです。本当に冗談ではなくてそんなことを覚悟しながら行くことがあります。

中身の話でいうと、南方部長のところでもそのような形でやむを得ない措置で措置替えをして、施設をAからBに移して、そして、面会禁止の措置を取った。施設側からすると夜中の12時、1時までその息子は面会していて、何だかんだと色々と要望をしています。

行政側としては、やむをえない措置をいつまでも続けるわけにはいかないの、ということで、市町申立をして、先ほどの柴田さんではないですが、「こういうのは内田しかいない」と有無を言わず宮城県の社会福祉士会ばあとなあ宮城から「担当」という話で、僕のところにきます。

高裁判決までいきましたから、受任するまでには若干時間がありました。ある段階で正式に決まり、法務局に登録された後、行政から引き継いだ形になります。そうすると、成年後見人が正式に決まった後、いつまでもやむを得ない措置を継続することは好ましくない。これが法律上の決まりでどうなのか、志田先生をはじめ、副田先生にも教えていただきたいと思いますが、後見人であるとの契約になっています。ですから、厳密に言えば先ほどの後見人との契約になった段階で、面会の行政措置というのは切れています。それでも結局、亡くなる2～3週間前まで、そろそろ甥に会わせないというところで判断をして会う段階になるまでは、結局は一度も会わせませんでした。それはいわば後見人の総合的な判断に基づいて、まだ会えないのではないか、というところもありました。この辺は誰の権利をどう守るのか、というところで非常に悩ましいところではありました。成年後

見制度とやむを得ない措置の関係性とか、考えていく必要があるのかなと思いました。

柴田：私からは、山形県の社会福祉士会、弁護士会、司法書士会の連携ということ、市町村と県行政の働きについて話をさせていただきました。実は今こういう活動をしながら悩んでいるのが、市町村に非常に格差があるということです。市町村格差について、仙台市宮城県の状況などもお聞きできればと思っています。

非常に積極的に取り組んでいただく市町村と「成年後見の市町村申立て・・・それ何？」という感覚の市町村があります。「それ何？」という市町村は、比較的小さな市町村だったりもします。

また、小さな市町村の地域包括の社会福祉士からは虐待などのケースの相談ではなく、職場内のシステムであったり、理解のない上司のことであったり、そういうふうな相談を受けます。「法律はこういうふうになっている。こういうことをしなければいけない」というにもかかわらず、「それは前例がないから」とか、あるいは「分かった」と言われてずっと放ったらかしにされることがある。という切実な現場の社会福祉士からの相談もあります。本日参加の皆さんの中で、そのような実際のケースがあつて、こういうふうにして変えてきた、という事例があれば逆にお聞きしたいと思っています。

先ほど独立型社会福祉士のお話をしましたが、全国的にはまだまだ少ないと思っています。宮城県内でどれくらいの方が独立型の社会福祉士として活動して、どういう影響があるのか、その辺も内田さんの方からお聞きできればと思います。よろしく願いいたします。

南方：私の方では別に追加するようなことはございません。

シンポジストからの補足

司会：それでは、シンポジストの皆さんに、いろいろご意見をいただいたことも踏まえまして、補足のお話をしていただいたところです。これから質疑応答に入りたいと思います。それでは、最初に南方部長さんから、複数の方々から質問が来ておりますので合わせて回答頂いてよろしいかと思います。よろしいでしょうか。

南方：一番の質問は、福祉事業者が多すぎるということですが、「仙台市の特養（特別養護老人ホーム）待機者は何名ぐらいでしょうか」二つ目は、「福祉サービスを利用するためには、福祉サービスがあることを知っているのが前提になりますが、仙台市が市民に福祉サービスを知らせる手段は何がありますか」。

まず、これにお答えをします。今、仙台市の特養は 36 カ所あります。だいたい 2,400～2,500 人ぐらいの人がすでに特養に入っていますが、今なお 3,600～3,700 人ぐらいの待機者がいます。ただし、これは特養に申し込んでいる人の数です。われわれはこれを待機者とは言わずに、入所申込者の数と言っています。ちょっとへ理屈なりますが・・・。

実際に、われわれは、3年に1回の事業計画を立てるため、向こう3年間でどのくらい特養を増やすべきかという調査をします。つまりその時点で入所を待っている 3,700 人にアンケート調査をします。「今、どういうご状態ですか」「要介護度はいくつですか」「ご家族はいらっしゃるでしょうか」とか「どこで生活をしていますか」というようなことを伺います。

申し込み者の中には、「今も特養にいるんだけどほかに移りたい」という人がいます。老人保健施設にいるが「特養に行ってください」と言われている人もいます。あるいは、「将来不安だから申し込んでいるだけです。」という人もいます。そういう人を除きますと、だいたい何らかの支援をしていかなければいけない人は、3,700人のうちの1,000人ぐらいです。残りの2,700人は今喫緊にという話ではありません。このうち500人ぐらいは、すでに建設中の特養で吸収できるので、したがって、私どものほうでは3年間で500人の特養をつくる計画を立てたわけです。

次に、福祉サービスを利用するためには、もちろん事業所の情報を知っていなければいけないんですが、高齢も障害も児童などの福祉サービスはたくさんあります。仙台市は、もちろん若い人向けに得意な人にはホームページで知らせていますし、区役所などに案内のパンフレットなどを置いています。福祉サービスがどのくらいあるかというのは、実際に市民がサービスの必要性を感じる場面にならないと関心が出てこないのですが、少なくとも、困った時にどこに相談に行けばいいかということは、だいたいご存じのようです。区役所などの役場窓口に行きますし、あるいは地域包括支援センターに行きます。地域包括支援センターは名称が分かりにくいと言われながらも、最近では「包括」という愛称で定着してきました。そのほかに、仙台市が特別に何かをやっているものはありません。

これは「回答は不要です」と書いてあるのでいいですね。これは市町村の地域福祉計画のこのことです。「県下の策定状況はどうですか」ということですが、正直言って県全体のことは私には分かりません。「山形市はどうですか」とのご質問ですが・・・。

柴田：山形県の場合で、地域福祉計画は市町村で4割～5割だと思います。山形市ではまだ、策定してないと私も認識しています。なぜということについては、地域福祉計画そのものは、必ず作らなければいけないということではまだないですね。

司会：今回のテーマとはちょっと外れますので簡単に構いません。

柴田：ちょっと分りかねます。

コメンテーターからの補足

司会：それでは、ご質問は志田先生、副田先生にも来ておりますので、お二人の先生にもお願いいたします。

志田：お三方のご報告に少しコメントしたいと思っておりましたが、後ほどにして先に質問にお答えいたします。一つ目は、私が答えるところなのかどうか分からないのですが、例えば「宮城県や仙台市の特養、後見人制度について」は、私よりも南方さんですね。

私のところは、「後見人が代理人として入ってきたときに、虐待防止にどのような効果があるのでしょうか」と言う質問です。これも今、第三者が入って施設と関係を持っていたくという意味では、当然それだけで効果があるだろうと思います。最終的には、施設の中で虐待防止対策に関連するサービスの質の向上、どういうふうに変化してきたとか、内部のいろいろな問題があろうかと思っておりますので、そういった施設の側が対応しなければ、という前向きな動機付けにはなっていくでしょう。そういう意味で第三者が入るのはいいでしょう。成年後見ということであれば、さらに社会福祉関係になりますと、契約をするというだけではなくて、どの施設がよろしいか、施設の中のどのようなサービスがいいか、

そういう利用者主体への配慮をしますので、そういうこともサービスの向上になって、施設側に意見が述べやすくなります。そういう意味では効果があるのではないかと考えております。

もう一つは、臨床心理について質問がありました。施設等においては、心理学、とりわけ臨床心理学の専門知識や技術も、社会福祉援助職に必要な知識あるいは技術として考慮されても良いのではないかと私は考えています。これは具体的に扱ったケースで感じました。ここで具体的なケースをご紹介するわけにはいきませんが、昨今の施設での苦情対応は大変になってきています。苦情に対しては、一般的にはどの施設でもいろいろなことが起こっており、事例集に載っているような内容などについては、通常の対応としてほしい対応ができていますと思います。実際は、ケース・バイ・ケースですが、通常の場合は折り合える関係ですが、折り合えない方も多くいらっしゃいます。苦情などに係わっていて、精神神経疾患関係の傾向をたぶんに持つ方からのものが増えてるように感じています。一般的に誰でも意識と無意識にはズレがあると思いますが、それは利用者でも家族の方でもいろいろ、様々です。窓口相談や苦情取扱などでは、ケースによっては施設の職員が疲弊してしまい、施設業務そのものに影響が出て、他の利用者にも影響を与えかねません。そのような事態になってきます私ところに連絡にくる、と言った係わりを私の係わっている大学関連施設との間にはあります。

そういうような臨床心理的な知識なり技術を直接、社会福祉専門職の知識や技術として含めていくかは別にしても、臨床心理の専門職を社会資源として活用する優先順位を、もう少し上げてほしいと思っております。

専門職間の役割分担、支援対策の構築は具体的にどのように形成していくか、という質問ですが、これは相手のある話ですので相手との相談をしなければいけないのですが、私が感じているのは、現場のサービスが機能するようにすること、最初に申し上げましたが、現場の一番の関心はサービスを適切に提供できている状況をどう回復するかということにあります。精神神経疾患関係の傾向を多分に持つ方が多々窓口に来られたときに、社会福祉士の専門職が適切に対応できないことはあると思います。むしろ、傾聴とか、それをすればするほど混乱をしてしまう、ということもあり得ると思います。

これは社会福祉の現在の教育内容では対応できないかも知れませんが、何らかの形で臨床心理をもう少し反映されてもいいかなと思っております。ちょっと答えにはなっていないのですが、臨床心理関連の団体や専門職個人などと話し合ってみてどうするか、ということになると思います。すみません、答えになっていませんが。

司会：ありがとうございました。それでは、副田先生にもご質問が来ておりますので、あわせてお願いいたします。

副田：ご質問というより感想だと思います。「専門職間で感覚がズレるのは通常、利用者のチェックシートがバラバラだから。その辺はちゃんとしていく必要があると感じました。」というご感想をいただきました。その通りだと思います。ただ、専門職はチェックシートだけに頼るのではない。それはみんなのズレを小さくしていくための必要な道具ではないので、虐待の原因は何か、介入としてはどこからせめていったらよいのかと考え、やはり家族関係や周りのいろんな環境を考えながら全体像を見て判断していますので、その辺はぜひご理解いただきたいと思っております。そのためにもカンファランスなどを通した多

職種による合意が必要です。

それから、先ほど内田さんのおっしゃった件にお答えしてよろしいでしょうか。成年後見人が決まると「やむを得ない措置」は困ると言われたお話です。私たちの防止センターで聞いている話では、成年後見で決まったらできるだけ速やかに措置から介護保険によるサービス利用に切り替える。そうやっていかないといつまでも措置費を払わなければいけないし、払っていきませんので、できるだけ早く切り替えるようにしている、と聞いています。ただし、先ほどのような例の場合には、後見人がいつやられるか分からないという危険があるということですから、そこは行政が盾になって後見人が誰かは絶対に言わない、どこの施設に入っているかなどは言わない、ということは絶対に必要になってくると思います。

それから、養護者のほうから裁判を起こされることもあると思います。私もその辺は詳しくはわかりませんが、裁判官を説得するためのデータをエビデンスとして書類できちんと提出する、説得力のあるものを出すということが必要です。それがきちんと説得材料になっていれば、裁判官がさせないという判断は勝手ですが、そうしないと思います。アメリカなどの児童虐待事例で裁判所に出す記録をどうワーカーが書くか、というのはものすごく大事なことだと言われます。こういう高齢者の場合でも、これからそういうことが求められるようになってくるかもしれない。裁判所に提出するような公的な記録を書くためには、日頃から公的な記録としてとっていくことが重要と思います。しかも時間をかけないで簡潔に大事なことを書く、ということだと思います。

少しズレてしまうのですが、だいぶ前に九州の弁護士さんからご連絡いただいて、「介護殺人があった。やむを得ない状況でそういうことが起きた、ということはどうしたら裁判官に分かってもらえるか。そのための資料で何を出せばいいのか」というご相談がありました。それで、私たちは家族介護者によるバーンアウトというのがどういう心理になるのか、ということを書いた文献を集めてお送りしました。結果は残念ながら聞いていませんが、弁護士さんも裁判官をいかに説得するかということで、データを求めておられたことがありましたので、付け加えさせていただきました。

司会：ありがとうございます。それでは、ここでご質問も含めまして内田さんから一言お願いいたします。

内田：今、副田先生からコメントをいただきました。仙台市の部長の話の中身で言うと、市と私はいい連携を取りながら最終的にはやっていたので、制度の難しさというところの指摘のみにとどめさせていただきます。副田先生がお答えいただいていた質問の中で、宮城県、山形県、仙台市の特養の介護保険施設での入所契約、成年後制度はどの程度に利用されているか、というご質問があります。これについて具体的にどのぐらい利用されているか、という実数は分かりません。ただ、南方部長からいただいた仙台市の市長申立の状況を見ますと、20年度が9件、19年度は20件、18年度7件という形で推移はしております。それから、宮城県内の特別養護老人ホーム等で入所要件に家族も親族も含めて成年後見人を付けなければ入所させないという条件にしているところは、今のところないように聞いています。全国的に見ますと、入所するにあたってご家族であったとしても、きちんと後見人としての審判を受けてもらわないと困ると言っている施設も出てきています。宮城県内では1ヶ所病院でそういうことを言ったところがありますが、福祉サービスのと

ころでは、まだありません。

それから、後見人が施設入所の代理人として入ってくるのが、施設入所者の権利擁護や施設の虐待防止にどのような効果があるか、という質問があります。率直に申し上げまして、後見人がどのような立場なのかということ、後見制度そのものも含めてご理解されている施設は、まだまだ少ないというのが率直なところ。分かっているところは、すごく分かっていますが、分かっていないところは本当に全然分からない。

だから、昨日も契約をしてきましたが、完全に身元引受人とされていました。要は未払いの債権の保証人です。第三者である僕の私財でこの人の未払い金を保証してくれるんですよ、というようなレベルのところもありました。契約書なり重要事項説明書なりの一番後ろの名前を書くところは、欄がないからここに書いたとしても、それは身元引受人という趣旨ではなくて、本来であれば、入居者、契約者本人のところ、〇〇〇〇成年後見人内田幸雄という名前を書いて、内田の印鑑で計約するものなんですよ、という話をさせていただきました。そのような形で、草の根かも知れませんが後見人が入ってくるということで、ご利用者の権利は何なのか、ということの一つひとつ説明させていただいている次第です。

その一方で、これも法律の不備なのか、限界なのか分かりませんが、例えば、成年後見人には医療行為の代理権が認められていません。ですから、真面目な弁護士さんや司法書士さんが後見人になった場合、インフルエンザの予防接種ですら厳密に言えば医療行為だ、ということで、弁護士さんや司法書士さんが後見人になられたことによって、予防接種の同意書が取れずに、インフルエンザの予防接種はできずに過ごしている入所者も発生しております。われわれ社会福祉士は、運用の中の解釈で、法律に抵触することになるかもしれませんが、サインをすることがその方の権利擁護だ、という思いを持ち署名しています。

後見制度が誰のためにあるのかなど、これからのさまざまな課題をフォーラムなどを通して啓蒙し、利用支援、自立支援につなげていくことが重要なのではないかなと思っています。以上です。

基調講演講師から

司会：ありがとうございました。それではここまでシンポジスト、コメンテーターの方のお話や感想なども含めまして、それからフロアからのご質問もございました。井上先生に5分程度、お願いしたいと思います。

井上：一つは、こういう質問をいただきました。要するに「国が国民の権利を侵害しないようにするという憲法の基本的な考え方や機能等を確立するにはどうしたらいいのか」ということです。

私たちが1980年頃からずっと言い続けてきましたのは、裁判の前に不服申し立てをしよう、審査請求をしよう、そして裁判を起こしましょう、ということです。つまり、権利行使です。現在の憲法、法律で認められている権利がいろいろあります。しかし、ほとんど行使されないという状況です。日本人の権利嫌い、あるいは裁判嫌いのためでしょう。生活保護裁判を90年代からやっています。それから障害無年金訴訟も20年近くやってきました。それでやはり、国民も裁判所も政府も変わってきたと思います。

いろいろな運動や活動にかかわっている人たちが、不服申し立て等をするのが、特に難しくないし大変なことでもない、言い方に問題があるかもしれませんが、気軽にやれるような雰囲気が出てきました。裁判でも介護保険、生活保護の高齢者加算、母子加算を争う生存権裁判等現れています。しかも複数起きるようになってきました。

ご存知のように朝日訴訟は朝日さん一人、堀木訴訟だと堀木さん一人でした。これも私たちは、複数起こそう、全国あちこちで起こそうと呼びかけてきました。

もちろん、今日のフォーラムそして、皆さんの社会福祉発展のための活動も憲法の人権保障確立のため、あるいは人権感覚を研ぎ澄ましていくという重要な活動だと思います。

国民の人権感覚を高めるといってもありますが、実はそういう審査請求や裁判により行政、それから裁判所が何よりも変わってきます。生活保護がいい例です。保護を必要とする人の勝訴判決が90年代以降次々に出ています。そういうことが大事だなと思います。

それから、自立と自律、自己責任の関係です。自己決定を徹底し突き詰めていくと、一番問題になるのは、自死ないし自殺です。人間が自己決定できる最大の事項です。生まれるときは自己決定できないのです。死は選べる、となると自己決定をしたら死になさいね、ということで成年後見も何もいらなわけですね。

そうではなくて、自分の生き方の根底に自己決定を置くとするならば、最大の選択はそこにある、ということから始まって、いろいろなリスクを犯さなければならない。あるいはリスクを犯したことについて自分で責任を負うという覚悟がある時代になっているということではないでしょうか。その意味では、自己決定は厳しいものでしょう。

障害者の自立生活運動とは、Independent Living Movementです。Independentなのです。なぜ、これを自立生活と訳したのか、私はこだわっていて、独立生活運動と言えがいいのではないかと。Independence dayは独立記念日でしょう。独立不羈が大事だと思っています。

それから、もう一つ、「法律と福祉の架け橋についてどのように考えているか」というのは、志田さんに答えていただきましょうか。これは私の質問ですが、志田さんの言われていることは、専門職の役割分担論なのかなと思って聞きました。法律と福祉の架け橋というと、福祉専門職と法律家の専門職がどのようにお互いに役割分担をするか。だから日本の連携論は役割分担、より根底的に言うと、民主主義的な人間関係、あるいは仕事における職種間の関係があまり問われないところで言われているように思います。

厳しく言うと、みんなが仕事をやらないために相談をする、仕事を押し付けるための連携論になっているのではないかと思うのです。逆だと思うのです。先ほど、南方さんが、「行政ができることは限られている」と言いましたが、やってみなければ分からないよ、というのが私の姿勢です。お互いにやってみたところで、重なり合う部分がある。そこは役割分担ですよ。やってみることが役割分担で、そのことで問題を解決していくのが大事だと思います。そういう連携論でなければいけない。

日本の連携論は、資源の質と量が乏しいから何とかいろいろと寄せ集めて、それで少しは役に立つようにしよう、というような連携論ではないか。それぞれのところにお厚いサービスやお厚い職員が配置されてこそ、本当は連携が活かせるわけです。そういう意味では行政に同情します。貧しい人員でやらされています。

もう一つ、「独居老人」の老人と言うのはやめましょう。「施設入所」という入所もやめ

て入居にしましょう。ホーム、家なのですから。施設は刑務所ではないはずで。

自宅には、本人がいたければずっと住み続けられるようにすればいいのではないですか。

ただし、生活保護でも職権保護で、急迫した場合は保護ができます。そういうことと同じように、緊急な場合は対応ができるようなシステムにして、本人がいたい間はできるだけいる、というのが原則です。

ご質問いただいたように、「人権を考えているといつ施設に入れたらいいのかよく分からない」というのは、現場では深刻な問題でしょう。しかし、人権保障、自己決定の原則からいうと、本人が住みたいところで住めるようにサービスを提供していくのが社会福祉そして人権の不在の役割だろうとお応えしたいと思います。

司会：ありがとうございます。志田先生お願いいたします。

志田：井上先生からのご指名なのでお話しします。今、社会福祉と法律の関係について、社会福祉の専門職は、法律の専門職とどうつき合っていくのか。距離感のことを言うならば、距離というのは自分からの距離でありますので、何よりも異なった業の専門職と付き合い以上は、まず社会福祉の専門職が自分とは何か、というところをはっきりしないと距離はとれないと思います。そういう意味では、社会福祉士の専門職の本分を、法律の専門職と付き合いからには、より一層明確に強く意識することではないかなと思います。

これは、言葉を厳しくしてしまうと申し訳ありませんが、社会福祉士の個人差の問題をどれだけ詰められるか。それだけご自分の専門をどれだけしっかりと自信をもって自分の中に絡められるのか。こういうのができればできるほど、他者との距離が取れるわけですから、そういう意味で、まず、どうやっていくかよりも自分の専門性でどれくらいかわかっていくか、というところを頑張っていけば、私はおのずと距離感が見えてくると思っております。それでよろしいでしょうか。私事ですが東北大学大学院の授業を持っています、これは法律の専門です。東北福祉大学大学院の社会福祉学専攻でも授業を持っています。法律では社会福祉の、社会福祉では法律の理解を進めるためにはなかなか資料などの工夫が必要なので、社会福祉と法律との距離感というところではとても勉強になっています。そのへんのご質問ではなかったと思いますが、のちほどゆっくりご質問いただければ、またお答えしたいと思います。

最後に—シンポジスト・コメンテーターから

司会：それでは、フロアの皆さん方から、どうしてもこれだけは質問したいという点がございましたら、お願いしたいのですが。ございませんか。

それでは、シンポジストとコメンテーターの皆さんにできれば簡単に、最後に一言お願いしたいと思います。皆さん方からの発表、コメントなどで、きょうのこのテーマの中でも重要なキーワードとなりますのは、福祉の分野で実際に行う活動としての、サービスの利用支援、さらに自立支援の目標と言うこととなります。この自立支援は井上先生に言わせると独立ということですが、そうした支援活動を行っていく上で、これは制度にもとづく公のサービスを導入していくということになりますので、当事者間であるいはサービスを利用している人が、満足したならそれでいいのではないかと、ということではないだろうということです。支援活動は社会的な行為ですので、当事者間でよい、ということだけで

はなくて、そのサービスを利用している方々を周囲の皆さん方が見えていますので、社会的に見てそれは納得のいく水準である必要があります。公のお金を使ってやっているわけですから、社会的に見てもやはり大部分が納得がいく支援活動になっていなければならないのではないかと思います。

そういう観点から考えますと、社会福祉の領域でこうした関係の活動を行う際には、いったい何を目標とするのか。これは先ほどの発表の中で、南方さんから「それぞれの立場の違いがある」ということもありました。ここにはそれぞれの立場の皆さん方がいらっしゃいますので、そういった点を踏まえながら最後に簡単にお一言ずつお話をいただきたいと思います。なお、内田さんには、先ほど独立型社会福祉の関係で柴田さんからも質問がありましたので、それも含めてちょっとお話しいただければと思います。

内田：最初に発言させていただいた時にも言いましたが、目標というとゴールというイメージがあります。でも、僕たちがかかわるところのゴールとは環境整備ということで、ご利用者、当事者にとってはスタートラインにつくということにもつながるのではないかと、という側面もあるというのが、いろいろなかかわりを通して思うところでもあります。

その延長線上にあるというのが、更生保護制度であり、現在私は東北地方更生保護委員会の委員をしています。社会福祉士養成の新カリキュラムにもで更生保護が入りました。全国で 60 以上ある少年刑務所以外には全て社会福祉士が配置されたと聞いています。

一方、更生保護委員会というのは、刑務所の仮釈放の面接をして許可を出すという役割を持つ委員で、全国に 63 人の国家公務員がおり、社会福祉士は私一人だけです。

刑務所に入っている人たちの人権とはどういうことなのか、というのが一つの話題になるかと思います。刑務所に入っている人たちはある一面の人権はあります。しかし、自分を仮釈放の申請をするという権利はありません。仮釈放は刑務所の所長の判断で各更生保護委員会に申請をしてくるものです。そこでわれわれが面接し、仮釈放され、彼らに権利が回復されてくる第一歩でもあります。

今後、この学会のテーマの中でもぜひ考えていただきたいのは、今、話題になっている、刑務所の仮釈放、満期出所者の方々の福祉サービスの利用、そういったところにつなげる地域生活定着支援センターの働きもあるかと思っています。

刑務所で生活した受刑者は、自分の自立ということを考えてはいけません。基本的には指示命令のもとに従うということが大事です。ですから、社会に出た時、自立支援や利用支援と言われても何もピンと来ない。長くなれば長くなるほど、自分で決めるということがどういうことなのかかわからない人間になっているといった実態も出てきています。

面接をしていると IQ で言えば 50 以下の人たちは確かにたくさんいらっしゃいます。また、ある刑務所の中では、きざみ食ととろみ食がたくさん出ていますし、別の刑務所の刑務官は全員が認知症のサポーターの訓練を受けています。こういう実態が出てきている中で、受刑者の人権や権利擁護も利用支援の枠組みの中に入ってくるのかなと思っています。

独立型社会福祉士をしていると、こんなことも含めていろんなことに目を向けていかないといけないというところなんです。生活をしていくという現実を考えたときに、独立するのは難しい側面もあつたりするのかなと思いますが、こういうことをしっかりとらえていることによって、独立型社会福祉士だからこそ、専門性をフルに活用し、もつことができ

るのではないかと思います。

司会：それでは、柴田さん、お願いします。

柴田：私からは先ほどから話になっている福祉と法律の関係、それから、専門職間の関係について感じたことをお話しさせていただきたいと思います。

私ども社会福祉士会は、今非常に弁護士会それから司法書士会とうまく関係が作れていると思っています。今日はこのフォーラムに参加しながら、こういう自信はどこからくるのかなと考えていました。

一つは先ほど、志田先生がおっしゃられた固有の専門性は何なのかを私達社会福祉士がきちんと理解をしてその実践を積み上げてきているという所なのかなと思っています。

二つ目に弁護士、司法書士と一緒に仕事をしていく上で、やはりお互いの価値観が一緒に持っている。そこからスタートしているのかなという所をつくづく感じました。高齢者虐待の問題でも何でもいいのですが、私達社会福祉士と弁護士、司法書士が専門職としての価値観、倫理感というものが同じ根っこで繋がっているから、今いろいろな活動をしながらかそれぞれの専門職として、それぞれを頼りにしながら仕事ができているのかなという事を今日のフォーラムに参加しながら考えていたところです。

司会：それでは南方さんお願いします。

南方：特にまとめてないですが、名簿を見せていただいたら学生さんがたくさんいらっしゃるので、学生さん向けに一つだけお話をしたいと思います。本当に最近あった例です。

仙台市にはシルバーセンターという建物があります。そこにはお年寄りがたくさん利用されているプールがあります。そこには研究室や会議室みたいなものもあります。ある日、ある映画監督がその利用を申し込みました。もちろん、映画をしていただくのは構いません。しかし、使用許可を与えたその映画監督は、次の日から市内の街路樹という街路樹に天皇家の悪口を書いたビラを張って上映をシルバーセンターで行うとの宣伝をしました。今度は、それを見た右翼が怒りまして、「そんな映画はやめさせろ」という話になります。お互いの立場はそうです。

実は、その映画上映の日は七夕祭の前夜祭の花火の日でした。われわれは困ってしましまして、内部でずいぶん議論をしました。「これは表現の自由なのでやらせなければいけないだろう。しかし、七夕祭の前夜祭に年寄りが大勢来て、そこに右翼が来て取り囲んで、もめごとになって年寄りが倒れたらどうするんだ。」という意見がでました。結局、警察官200人の応援体制を敷いてしてもらおう予定にもかかわらず、最後は市長の「年寄りを1人も倒れさせてはならん。」という判断で、それは中止させるということにしました。

相手方にとっては突然の中止命令ですから、当然のごとく慰謝料や損害賠償を請求します。実は、われわれも損害賠償を請求されたら裁判ではかなり高い確率で負けるだろう、と覚悟した上で中止命令を出したんですね。案の定、提訴されました。あにはからんや、裁判官は、「表現の自由ということで仙台市が損害賠償金を払いなさい。」という判決を最近出しました。

これは裁判官にしてみれば当然の判決です。要するに法律に基づいて「表現の自由を犯してはならん。」ということです。まして、それを公務員がやるとは何ごとだということでも負けました。その裁判官の判断も正しいと思うし、多分われわれもあの時点で中止にした判断はきっと正しいはずなんです。最後までやってみないと分かりませんが、きっと正しい

はずだと思っています。われわれの判断も正しいです。ところが一方で、皆さんにいただいた税金で損害賠償金を支払わなければいけない。納税者はふざけるなど怒るでしょう。何故、そんな負けと分かっている裁判をやるのか。何故上映を中止させたのかと。これはこれで正論だと思います。

問題は置かれている立場と考え方、守るべきものとか基準が全部違うからそういうふうになるのだと思います。たぶん、この権利擁護の話もそうです。同じ事象でもかかわり方とか見方とか、強い薄いで全然違ってくると思います。なかなかそこはどれが正解というのは言えないのかなと思っています。そういう判断は一つひとつの事例でことなり、非常に難しい問題です。

最後に、学生さんに問題として投げかけます。先ほど申しあげましたように、特養に入りたいと 3,700 人が申し込んでいますが、実はその 9 割強は家族が申し込んでいます。施設入所者にアンケートを取りますと、8 割 5 分の方は施設にいたくない。先ほどの井上先生のお話ではないですが、その自立支援の自己決定とこの現実をどう考えていくか、ということ、ぜひこれからの勉強の中で考えていただけたらなと思います。以上です。

司会：ありがとうございました。それは、志田先生、お願いいたします。

志田：せっかくのご質問もありました。それも含めてお話をしたいと思っています。内田さんのお話を伺っても社会福祉の専門職としてはどこまでかかわるのか。社会福祉の専門職は、どうしても多くの社会資源とかかわりますので、その方たちとの距離のとり方というものが関心事項として強く意識する必要があるのではないかなと思います。

それから、先ほどの内田さんの報告の中で、市との関連の問題は、推測ですが、市の方は、「要は年金管理が適切に行われればよろしいでしょう。であれば、あなたのところには弁護士さんもいるのだから、正式な依頼を受けて請求書を送り、内容証明とかちょっと怖い文句を入れて払ってくれればよろしいのではないですか」ということかもしれません。

いずれにしても、そこに限界がある。興味を持っていても、同じようなレベルで情報を共有してないということですから、情報を同じレベルまで共有する工夫が必要ですし、また成年後見人になっている社会福祉士の方はほとんどが専従ではない。社会福祉の仕事に他に持っていて、土日の休日を活用してやることになるわけですから、さぞかし大変なことだと思います。ただ、最高裁の事務総局が出した司法統計年報はご承知だと思うのですが、2007 年から誰が法定後見人に選ばれたのか。これは、親族、子ども、兄弟姉妹、配偶者も含めた親族が 71.2% ですし、あと法律の専門職、弁護士さんなり司法書士さんが 18.2%、社会福祉士さんが 5.3%、その他が 4.2%。全体的に社会福祉士の数が多いのかといえば、そうではない。

そうしますと、社会福祉士の仕事としては、どこに力を入れていくのか、です。社会福祉士の方が、土日を使うということはよろしいことですが、専念義務などの課題も残ります。成年後見人は、原則、誰がなってもよいと思いますが、ただ、至るところで言われると思うのですが、審判手続きなどは非常に煩わしいのです。その辺のサポートをどうするか、あるいはリクルートなりスクリーニングなり、あるいは後見人の活動サポート体制などといったことを社会福祉士さんがきちんとつくっていけば、一般市民の後見人への参加意欲は上がって行って、全体をして成年後見人の数が上がるのではないか。それは、社協や社会資源の整備の問題になりますが、社会に市民の具体的な参加を促進する、という活

動につながっていくのではないかと思います。

ですから、まさに社会にいかに関係的機能を、地域の住民の福祉的機能をいかに充実させていくか、ということと絡んでまいります。その辺に力を入れていただくと司法書士さんなり弁護士さんなりが成年後見制度にかかわっていくこととは、ちょっと違うことが出てくるのかなと思っております。

それから法律と福祉との架け橋という質問ですが、これは内田さんや柴田さんのところの組織の中でも弁護士さんや司法書士さんなど法律の専門職と社会福祉の専門職がおられることだと思います。その他の行政の専門職との係わりもあると思います。まさにその中でそれぞれがどのような役割をお互いに分担するかを議論することによって、社会全体のそれぞれの専門職の役割分担論につながるとと思いますので、ぜひ、その辺は弁護士さんと社会福祉士さん、医療関係者なり、行政関係者なりなどそれぞれ役割分担というものをきちんと話していくということがよろしいのではないかと考えています。

最後の感想のところ、権利擁護のあり方に非常にかかわってくると思いますが、苦情問題一つをとっても、福祉サービス利用者、事業者そして家族がおられる。どうも家族の方と事業者は、希なのかも知れませんが、最初から敵対する関係であるというような構図で見ることはないだろうか。これは、憶測ですが、扶養義務関係があって親の面倒を見なければいけないのに、福祉施設さんに預けて申し訳ない、という負い目の気持ちを窓口につける、子として親を大事にしている、心配している、という自分に対する説明としてです。いずれにしても、福祉サービスの利用者の方の生活をどのようにするか、ということに事業者と家族の方が共同作業をとっていくわけです。かつて、オーストラリアの施設で苦情関係の調査を行った際に、スタッフから「家族は施設のスタッフです」という話を聞きました。「家族と議論をすることはありますが、敵対関係になることはない」、「福祉サービスを必要とする方に対してどうするかという議論はすることはありますが、それは苦情というような意味ではありません」という話を聞いて、はっとしたことがありました。それがレジメにも書いておきましたが、福祉サービスの利用者の方の生活に向けて、事業者と利用者が同じ方向に向いて知恵を出し合うというような関係づくりを、再認識する必要があるのではないかと、ということです。

司会：それでは副田先生、続いてお願いいたします。

副田：では、最後に、社会福祉援助に関連して言いそびれたことを3点ぐらい言わせていただきます。一つは、高齢者が安心安全に暮らせる生活を保障するというのが目指すところなのですが、福祉として、例えば、分離して施設利用をした、で終わらないこともあります。それで、終わらなければならないこともあります。分離したからこそ家族になれる家族がいらっしゃる。ですから、そういうご家族に対しては施設に入られた後も家族関係が続くような調整をしてあげる、ということは必要なのだと思います。

もう一つは、非常に現場で頭を抱えている、養護者支援のところ、養護者支援のサービスはほとんど何もないです。ところが、今、虐待者として多いのは、単身の息子、娘さんです。その方たちの何割かは分かりませんが、精神疾患やそれに近い状態の方もいらっしゃる。仕事もない、本当に親御さんがいなくなったらその生活はどうするんだろう、というまさにその方たちの独立支援をどうやっていくのか。そこは福祉として高齢者支援と違うからやらない、という話ではありません。しかし、そこに対するサービスもなければ

ば、「ハローワークとかいろいろ行ってみましょう」といってもそこをつないであげることができない。地域包括も「そこまではちょっとできません」と言います。また、そういう方たちの中には、コミュニケーションを取ることが難しい方や拒否したりする人がいます。

援助論の中に解決志向アプローチ (Solution Focused Approach) というのがあります。地域包括も従来の面接とは違った面接技術を持って、とにかく環境を作ってそれをしかるべきところにつなぐということをやっていないと、養護者支援になりません。その辺のプログラムを開発中です。

もう一点は、高齢者虐待事例には成年後見を必要とする方たちもいますが、虐待は貧困低所得者層に圧倒的に多い、ということです。ですから、本来だったら大変なのでサービスを導入できれば少しは介護ストレスが収まって、ショートステイが利用でき虐待までいかないのですが、サービスが利用できない。そのために介護ストレスが高くなっている。今、介護保険の1割負担について軽減措置がありますが、これは条件がかなり厳しいので利用したくても利用できない層がいる。もう少しその上限を下げると何とかサービスを利用できる人たちも相当いるのではないかと思います。その辺も制度が変わらないと、自治体で軽減措置の上限を下げるとかやらないと本当に利用できない。ケアマネージャーさんの地域包括もサービスを利用できればもう少しは楽になるのに、そのお金が払えない、という事例で困っていることが非常に多いです。

成年後見も使えればいいんだけど、報酬費を払えない。そこを補助してくれる自治体もそんなに多くの予算を用意しているわけではない。ですから、これは、早急に何とかしないと高齢者虐待防止が十分にやっていけないとも考えています。

今日はディスカッションということで少しラディカルな発言をしましたが、お許してください。

まとめにかえて

司会：これまでシンポジウムということで3人の方からご発表いただいて、2人の方からコメントをいただきながら、そして皆さま方からご質問をいただきながら回答する、という形で進めてまいりました。

皆さま方はそれぞれのお立場から何を指すのか、というところを含めましてお話をいただいたと思います。このシンポジウムは、2年前に政策理論フォーラムとして、社会福祉学として、社会福祉の立場から政策理論をいろいろと見てきました。今回はそれを受けて実践のフォーラムとして、政策を具体化するための実践の段階について議論を進めました。実践のためにはさまざまな制度をつくり、となります。その核となるものは、シンポジウムの皆さま方からご発言いただき、井上先生からも講演をいただきましたところの人權であります。これを基にいたしまして、権利保障の取り組みとして志田先生から援助技術としての権利保障、ということをお話をいただきました。これは具体的に現場の実践活動の中でどのように反映されているのか。あるいは今後の取り組みでどうなるのか、ということそれぞれの話の中から発表していただきました。

ここまでお話しいただいて、大変私からも意識的にお話しを何回かお願いしましたが、現在取り組んでいる内容のものはいったい何を指して行っているのか。しかもそれは社

会福祉の立場から考えると、具体的にどの範囲なのか。こういったところを特にコメントーターの志田先生から理由があれば、援助保障として援助技術として取り組む前の原理をお話いただいたのではないかと思います。

3人のシンポジストの方からご発表いただいた点に関しまして、コメントいただいたことは、大変今日のフォーラムの中では意義のあることではなかったかと思えます。

また、実際それらの支援活動を展開していくためには、それぞれの関係機関が協力し合って、井上先生の言葉を借りますとそれぞれ協働して積極的な形で権利保障に取り組むというネットワークで行わなければならないということが確認できました。それぞれの個別対象領域の福祉には枠組みがありますし、関係する領域はそれぞれの関係する立場があります。それぞれのネットワークに参加し、そして発言し役割を果たしていく、ということが求められます。こういった取り組みを、首都大学東京の副田先生から意義のあるコメントを頂戴しました。そしてまた児童のネットワークと比べるとやや不十分さもあるのではないかと、という指摘もいただきました。こういった点では、今後さらにいろいろと具体的な事例なども踏まえて、議論を積み重ねていきながら、それぞれの役割を十分機能化し、果たしていくことができるようにしていく必要があるということが、お二方のコメントーターの先生からのお話ではないかと思えます。

ところでシンポジストの内田さんからのお話の中では、今後いろいろと課題となるのではないかとと思われる、犯罪者の事例等の紹介がありました。まだまだこれから議論されていかなければならない事例についてのお話もあったと思えます。また、山形県の柴田さんのお話の中では、いろいろと実際に取り組んでいるところで、山形県は地方のさまざまな取り組みに関しての課題について、細かいお話の中でいただきました。こうした点も今後の議論の中で、答えを導き出していかなければならないと思えます。

また一方で、南方部長さんからは行政の立場として、現実の問題解決というよりも、事態の收拾を図るための方策として、裁判に負けると分かっている、やらなければならないという現実、これ自体が大きな検討を要する現実の課題として、話題提供いただいたと思えます。

今回のこのフォーラムでは、現時点でこの課題をまとめる形でお話をするのはなかなか難しいとは思いますが、ただ今後社会福祉の領域で取り組むべき方向性をいろいろきょうご発表いただいたシンポジストの方とお二人のコメントーターの方のコメントで明確に見えてきのではないかと思います。それぞれ、福祉に取り組んでいらっしゃる中で、さらにここで法律も視野に入れた取り組みではないかと思えます。

進行が不慣れで時間をオーバーしてしまいまして、申し訳ございませんでした。以上をもちまして、シンポジウムを終わりたいと思えます。3人のシンポジストの皆さんとお二人のコメントーターの皆さんをどうぞ拍手でお送りください。ありがとうございました。